

会議録

審議会等名	第4回つくばみらい市空家等対策協議会
開催日	平成30年2月2日
開催場所	つくばみらい市役所伊奈庁舎 3階会議室
出席者	出席委員 会長 片庭正雄，副会長 中島清和 委員 古舘千恵子，齊藤常夫，八木岡京子，白鳥治代， 野口克典，齊藤一，中山和広，奈幡優 欠席委員 松本譲二 事務局 中村課長，中島補佐，高津係長
議案	・つくばみらい市特定空家等判定基準の承認について
議案概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 午前10時30分</li> <li>・委嘱状交付</li> <li>・会長あいさつ</li> <li>・委員紹介</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案 つくばみらい市特定空家等判定基準の承認について</li> </ul> <p>「事務局より説明」</p> <p>【質疑応答】</p> <p>八木岡委員 判定基準チェックシートにおいて，調査員が2名となっているが，安心安全課職員だけで調査を行うのか，ダブルチェックが必要ではないか。また，安心安全課職員が調査を行うのであれば，管理不適切の判断などは経験が必要であると思うが，職員の異動時にきちんと引継ぎができるのか。</p> <p>事務局 調査は，初めに安心安全課職員2名で行いますが，内部構造など専門的な知識が必要な場合は，専門家にもお願いする場合もございます。また，職員の異動があっても引継ぎができるようにしていきます。</p> <p>齊藤委員 「管理不適切」と判断した項目が半分以上ある場合，協議会に意見を求めるとしているが，半分以上としたのは国の基準など根拠があるのか。</p>

事務局 国の基準はありません。他自治体を調査したところ、多くがこの内容でしたので採用しました。

八木岡委員 所有者という欄があるが、管理不適切な空家は、所有者不明の場合がある。その対応は考えているのか。

事務局 相続人調査を行い、法定相続人を探します。また、略式代執行を行うようなケースは、所有者不明の場合ですので、その場合この欄は埋まりません。

**【意見】**

齊藤委員 最近問題になっているのは、相続人が存在しない空家が増えていることで、これらはいずれ特定空家になっていく。改善命令をしても誰も実施する人がいない。なかなか難しいと思うが、市も代執行などを考えなければならないのではいか。

八木岡委員 県内で行われた代執行では、所有者等へ請求するとしているが、回収できる見込みは薄いと思われる。回収できなければ、市の負担つまり、私たちの税金で賄うこととなる。そうなる前に、特定空家の予防に目を向けていった方が良いと思う。そもそも、土地建物の登記を義務化していないことも問題だと思う。

議長 他にご意見はございませんか。

無いようですので、議題1つくばみらい市特定空家等判定基準は承認することとします。ご協力ありがとうございました。

・その他

判定基準に基づいた調査は、情報提供を兼ねた助言・指導を複数回行い、所有者へ改善を促しても履行されない場合に調査することとしているため、次回の協議会は、今年の秋ごろの開催を予定しています。

**【質疑応答】**

古舘委員 私が知っているだけでも、危険な空家が2件ある。もっと早く進められないのか。

事務局 情報提供を兼ねた助言・指導により、何回か所有者へ改善を促すこととしており、どうしても時間を要しますが、少しでも早く審査したいと考えています。

	<p>八木岡委員 空家について、市の広報紙で記事を見かけません。所有者の管理責任を啓発するために、もっと広報紙で紹介した方がよいと思います。</p> <p>事務局 特定空家の発生予防も必要ですので、今後広報紙でPRしてまいります。</p> <p>奈幡委員 市と公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会で、2月6日に空き家バンク事業に関する協定を結びます。また、空家の登録は平成30年4月1日より始めることを報告します。</p> <p>・閉会 午前11時45分</p>
<p>そ の 他</p>	<p>傍聴人 2人</p>